

平成23年(2011年)9月2日



# 埼玉県報

第 2 3 1 8 号  
平成 2 3 年 9 月 2 日  
金 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [自動体外式除細動器\(AED\)に関する落札者等の公示\(入札執行課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除\(水環境課\)](#)
- [平成23年度後期技能検定の実施\(産業人材育成課\)](#)
- [蕨駅西口地区7番街区市街地再開発組合の解散認可\(市街地整備課\)](#)
- [小中学校県費事務システム開発業務委託に関する落札者等の公示\(教職員課\)](#)
- [県道三沢坂本線の区域変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道三沢坂本線の区域変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千二百一十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年九月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年八月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ほうき星
- 三 代表者の氏名  
小山 昭三
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市大字伊佐沼六番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対し生活介護、日中活動支援を行い、障害者の交流、創造的活動、生産活動の増進に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第千三百二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年九月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
自動体外式除細動器（A E D） 260セット
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県保健医療部薬務課 総務・薬事計画担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年7月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社サイサン 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目11番地5
- 5 落札金額  
15,288,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成23年5月31日

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百二十三号

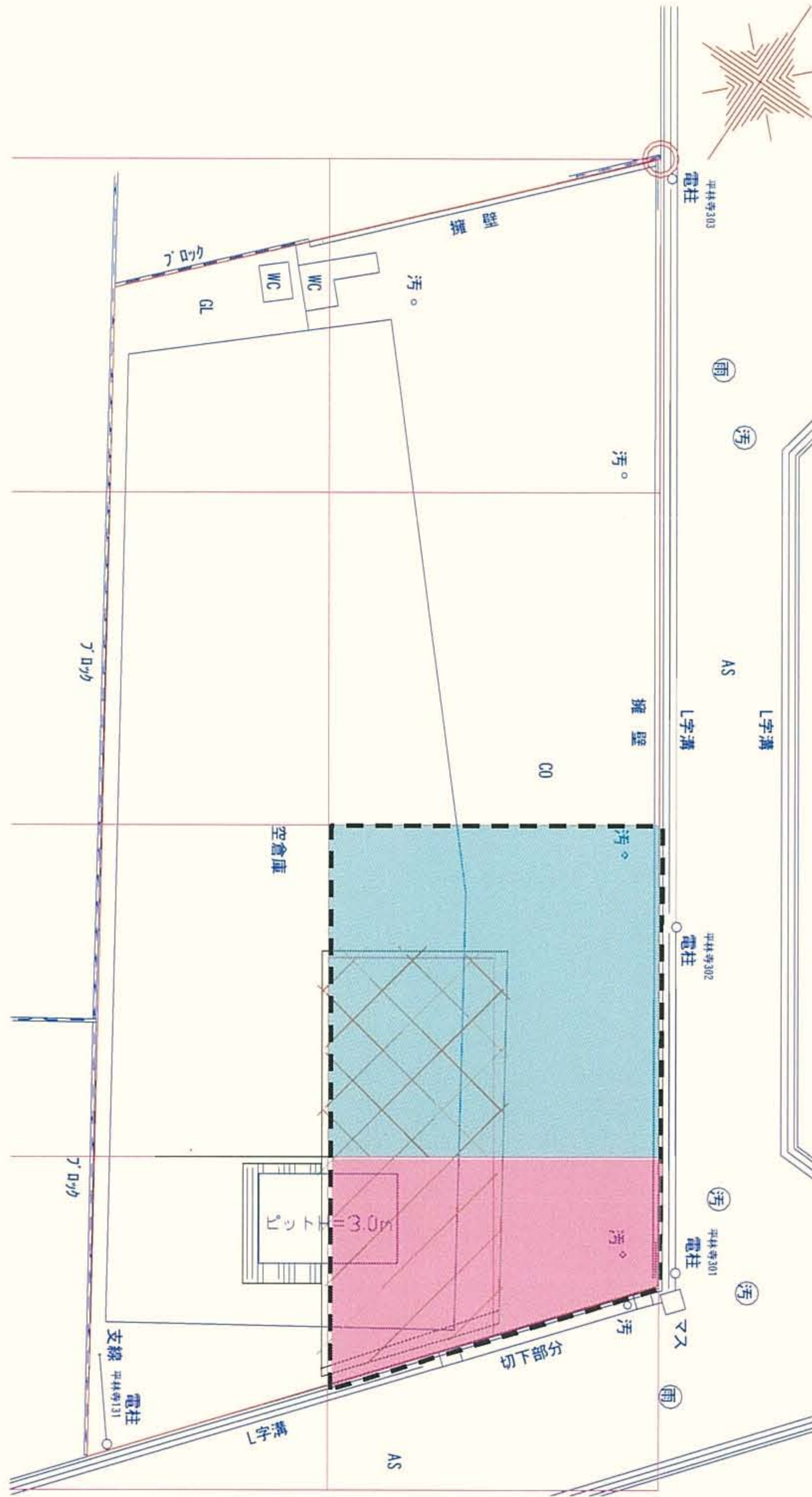
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、平成二十二年埼玉県告示第千九百九十九号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。





平成二十三年九月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県新座市野火止三丁目九百六十五番一の一部及び九百六十五番二十六の一部）
- 二 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

形質変更時要届出区域



-  H22.9.7 形質変更時要届出区域
-  指定解除範囲
-  指定区域範囲
-  単位区画

場所:新座市野火止三丁目

## 告 示

埼玉県告示第千二十四号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、平成二十三年度後期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成二十三年九月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 実施等級別職種

#### イ 特級

金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及び**プラスチック成形**

#### ロ 一級及び二級

**工場板金**（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、金属ばね製造（線ばね製造作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業、鉄道車両点検・調整作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、**金属材料試験**（組織試験作業）、**塗装**（鋼橋塗装作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業（二級のみ））

#### ハ 三級

機械検査（機械検査作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）及び機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

二 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）、製麺（機械生麺製造作業）及び樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実技試験

1 実施期日

平成二十三年十二月五日（月）から平成二十四年二月十九日（日）までの間において、埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

2 実施場所

協会が指定する場所

3 試験問題の公表

平成二十三年十一月二十五日（金）に協会事務所で公表する（一部の職種を除く。）。

ロ 学科試験

1 実施期日

次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

検定職種	実施期日
一 一級及び二級 機械検査、電気機器組立て、 内燃機関組立て、婦人子供服 製造、菓子製造、配管、型枠 施工、鉄筋施工、ガラス施工、 金属材料試験	平成二十四年一月二十二日（日）
二 三級 機械検査	



<p>一 特級</p> <p>金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形</p> <p>二 一級及び二級</p> <p>工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、パン製造、コンクリート圧送施工、防水施工、機械・プラント製図</p> <p>三 三級</p> <p>冷凍空気調和機器施工、機械・プラント製図</p> <p>四 単一等級</p> <p>製麺</p>	<p>平成二十四年一月二十九日(日)</p>
<p>一 一級及び二級</p> <p>舞台機構調整</p>	<p>平成二十四年二月一日(水)</p>
<p>一 一級及び二級</p> <p>金属ばね製造、機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、和裁、建築大工、かわらぶき、塗装</p>	<p>平成二十四年二月五日(日)</p>

<p>二 三級 和裁、建築大工</p> <p>三 単一等級 電子回路接続、樹脂接着剤</p> <p>注入施工</p>	
--	--

2 実施場所

協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

- 1 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- 2 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

3 手数料の払込みを証する書面

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇 〇〇七四）

八 受付期間

平成二十三年十月三日（月）から同年十月十四日（金）まで

二 受検申請に関する注意

- 1 申請書の用紙及び受検案内は、協会で作付する。  
なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百四十円分を同封して請求すること。
- 2 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- 3 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を郵便振替で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

イ 実技試験

- 1 特級 一六、五〇〇円

菓子製造	一六、五〇〇
パン製造	一六、五〇〇
石材施工	一六、五〇〇
和裁	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
婦人子供服製造	一六、五〇〇
冷凍空気調和機器施工	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
農業機械整備	一六、五〇〇
油圧装置調整	一六、五〇〇
空気圧装置組立て	一六、五〇〇
内燃機関組立て	一六、五〇〇
鉄道車両製造・整備	一六、五〇〇
自動販売機調整	一六、五〇〇
プリント配線板製造	一六、五〇〇
半導体製品製造	一六、五〇〇
電気機器組立て	一六、五〇〇
機械保全	一六、五〇〇
機械検査	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
金属ばね製造	一六、五〇〇
工場板金	一六、五〇〇
検定職種	手数料(円)

建築大工	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
かわらぶき	一六、五〇〇
配管	一六、五〇〇
型枠施工	一六、五〇〇
鉄筋施工	一六、五〇〇
コンクリート圧送施工	一六、五〇〇
防水施工	一六、五〇〇
ガラス施工	一六、五〇〇
機械・プラント製図	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
金属材料試験	一六、五〇〇
塗装	一六、五〇〇
舞台機構調整	一六、五〇〇
電子回路接続	一六、五〇〇
製麺	一六、五〇〇
樹脂接着剤注入施工	一六、五〇〇

備考 手数料（円）の欄の（ ）は、埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表産業労働部の項第十一号金額の欄の知事が別に定める者に関する公示（平成十二年埼玉県告示第四百十一号）に定める者に適用する。

□ 学科試験（全職種）  
三、一〇〇円

## 六 合格発表及び通知

### イ 技能検定合格者の発表

平成二十四年三月十三日（火）に埼玉県庁本庁舎一階南玄関の掲示板に掲示するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

### ロ 実技試験又は学科試験の合格通知

協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

# 告 示

埼玉県告示第千三十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、市街地再開発組合の解散を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十三年九月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

蕨駅西口地区7番街区市街地再開発組合

二 解散認可の年月日

平成二十三年八月三十一日

# 告 示

埼玉県告示第千二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年九月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
小中学校県費事務システム開発業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局教育総務部教職員課システム整備担当 埼玉県さいたま市浦和区  
高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年6月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社エヌアイデイ 千葉県香取市玉造3丁目1番5号
- 5 落札金額  
27,426,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成23年5月10日



# 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年九月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水村 正和

一 道路の種類 県道

二 路線名 三沢坂本線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	秩父郡東秩父村大字坂本字矢ノ田 ア二九九一番一地先から同郡同村 大字坂本字矢ノ田ア三〇一五番地	区 間
一三・六〇	一〇・五〇	敷地の幅員 (メートル)
六・八〇	五・六〇	延 長 (メートル)
三 四 〇 ・ 〇 〇	社会資本整備総合交付金(改 築)工事。	備 考

# 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年九月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水村 正和

一 道路の種類 県道

二 路線名 三沢坂本線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで	秩父郡東秩父村大字坂本字矢ノ田 ア三〇四一番八地先から同郡同村 大字坂本字矢ノ田ア三〇四五番九	区 間
六・三〇 二一・六〇	五・四〇 一〇・四〇	敷地の幅員 (メートル)
三八五・二五		延長 (メートル)
社会資本整備総合交付金(改築)工事。		備 考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年九月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年八月三日

指令川建セ第二二〇一二五一号

二 検査済証番号

平成二十三年八月三十日

川建セ第二三〇〇三七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字吉田字中谷一二二六番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪三丁目八番地一 クレストD202

藤野 広之

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年九月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年二月二十一日

指令川建セ第二二 一三八 号

二 検査済証番号

平成二十三年八月二十九日

川建セ第二三 三九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字地頭方字新田四五五番二、四五五番三、四五五番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字地頭方四五五番地二

原口 信行

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年九月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年八月二日

指令川建セ第二二〇〇八七一号

## 二 検査済証番号

平成二十三年八月三十日

川建セ第二三〇〇三八号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字山屋敷一二九五番、一二九六番二の一部、四二

九九番二

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪五丁目二六番地七 シャローム 201

上野 和久

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年九月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年四月二十八日

指令川建セ第二二〇一六三〇号

## 二 検査済証番号

平成二十三年八月三十日

川建セ第二三〇〇四一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字吉田字馬場一〇六六番三の一部、一〇六六番四

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県大里郡寄居町大字西ノ入四二二番地一四

濱田 文雄



# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年九月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季

<p style="text-align: center;">十一号</p>	<p style="text-align: center;">指 定 番 号</p>
<p style="text-align: center;">建築基準法 第四十二条 第一項第四号</p>	<p style="text-align: center;">指定道路の種類</p>
<p style="text-align: center;">平成二十三年八月 十一日</p>	<p style="text-align: center;">指定の年月日</p>
<p style="text-align: center;">埼玉県飯能市双柳九百三十八ノ二丁八百九十九 埼玉県飯能市双柳九百十四ノ三丁九百十三ノ十五</p>	<p style="text-align: center;">指 定 道 路 の 位 置</p>
<p style="text-align: center;">三十五・〇〇メートル 十一・〇〇メートル</p>	<p style="text-align: center;">指定道路の延長 (単位メートル)</p>
<p style="text-align: center;">六・〇〇メートル 四・〇〇メートル</p>	<p style="text-align: center;">指定道路の幅員 (単位メートル)</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年九月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年三月二十四日

指令川建セ第二二〇一五九〇号

## 二 検査済証番号

平成二十三年八月三十日

川建セ第二三〇〇四〇号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字上横田字於北一〇四〇番二の一部、字道上二〇六八番

## 三の一部

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字上横田一〇四〇番地

柿本 浩幸

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年九月二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕子

### 一 許可番号

平成二十三年八月二十五日

指令越建セ第二二〇〇五七一号

### 二 検査済証番号

平成二十三年八月三十日

越建セ第二〇八一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字浅間前三百三十一番六

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡白岡町白岡東二五一一五

南 昌明

# 告 示

## 埼玉県教委告示第三十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十三年九月二日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

### 一 日時

平成二十三年九月八日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

イ 県議会平成二十三年九月定例会提出予定案件について

ロ その他

# 告 示

埼玉県選管告示第百十七号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十三年九月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

- 一 日時 平成二十三年九月五日 午後一時三十分
- 二 場所 埼玉県選挙管理委員会室
- 三 議題
  - イ 土地改良区の定款変更の認可について
  - ロ その他